

広島県教育委員会教育長訓令第八号

県立学校

広島県立学校文書管理規程及び広島県立学校校務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月三十日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

広島県立学校文書管理規程及び広島県立学校校務決裁規程の一部を改正する訓令

令

(広島県立学校文書管理規程の一部改正)

第一条 広島県立学校文書管理規程(平成十年広島県教育委員会教育長訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハ中「前ロ」を「前イ」に改め、同号ハを同号ロとする。

第二十四条中「証紙文書整理簿及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第三十三条中「証紙文書整理簿又は」を削る。

別表第三中

「D 114 収 入 証 紙 D1140 収 入 証 紙 3」を

「D 114 別 添 — —」に改める。

(広島県立学校校務決裁規程の一部改正)

第二条 広島県立学校校務決裁規程(平成二十一年広島県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中第十七号及び第十八号を削り、第十九号から第二十六号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会教育長訓令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成二十五年広島県条例第七号)附則第四項の規定により、なお従前の例により証紙を使用する場合において、証紙文書に関する文書の管理並びに事務部長、総括事務長及び事務長に係る専決事項の基準については、なお従前の例による。